

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2015年2月  
(平成27年)  
第44号

## 早くも五輪入場券ゲット！？話題の出来事を悪用した詐欺にご注意！！

### 相談事例1

知らない業者から電話で、「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。パンフレット到着後に電話をくれたら、東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。

### 相談事例2

証券会社から「iPS細胞を手掛けるA社の株を買う権利に当選した」と電話があったが、断った。すぐにA社から「1千万円分の株の購入ありがとうございます」と電話が入ったので「買ってない」と言うと「すでに名義を貸したことになって購入されている。権利証等を送る」と言われた。再度断ったところ、数日後にA社から「解約には250万円かかる。立て替えてくれれば、あとで返金する」と言われたため「返金されるなら」と宅配便で現金を送った。



## アドバイス

- 事例の他にも、企業の個人情報漏えいなど、話題性のあるニュースや事件に便乗した詐欺的勧誘に関する相談が、高齢者を中心に寄せられています。
- 特に多く見られる手口は、複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘(買え買え詐欺)」です。「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」などの勧誘の電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切ってください。
- いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ち掛けられても安易に信用しないようにしましょう。
- 不審に思ったときは、お金を払う前に、消費生活センターなどにご相談ください。

(国民生活センターHP・東京暮らしWEBから引用)

### 【その他よくある悪質商法の手口】

- ・催眠商法…空き店舗などに高齢者を誘い、はじめに日用品の無料配布や激安な商品を提供し、たくみな話術で会場を盛り上げ、最後に高額な商品売りつける。
- ・利殖商法…「出資すれば高配当」「必ず儲かる」「元本保証だから安心」など架空の投資話をもちかけ、出資金などをだましとる。
- ・不当請求…インターネットサイトの利用が無料であると誤解させる手口。年齢確認ボタンなどをクリックした途端「入会金9万円。3日以内に入金してください。」などと表示され、不当な請求を迫られる。
- ・点検商法…無料で点検するなど、いろいろな口実をつけて訪問する。「このままではひどいことになる」などと不安をあおり、点検後に高額な工事を勧めたり、商品を買わせる。

### やってみよう！消費トラブル あなたの危険度チェック

〈あてはまるものにチェックを入れてみましょう〉

1.  自分は被害にあわないという自信がある。
2.  工事を頼むとき、数社から見積りを取るのは面倒である。
3.  頼んだ覚えのない代引き商品でも自分宛なら受け取る。
4.  相手が公の機関（消防署など）を名乗った時は信用する。
5.  優しく親切にされると断りづらい。
6.  「必ず儲かる」といわれたら、話を聞いてみる。
7.  無料で商品を配っているときは、何でももらうようにする。



・3つ以上チェックが入ったら要注意！悪質業者に狙われないように気をつけて！  
**困った時は、一人で決めない、悩まない。必ず誰かに相談しましょう！**

（「高齢者見守りの手引き」より引用）

## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～午後4時30分



（相談専用電話） **042-631-5455**

\*相談は無料、秘密は厳守します。  
\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階  
☎631-5456 FAX643-0025